

項 目	内 容									
プラン名	・リフォームプラン（しんきん保証基金保証付） ・リフォームプランプライム（しんきん保証基金保証付）									
ご利用いただける方	・個人の方で次のすべての条件を満たす方が対象となります。 ①当金庫の会員または会員となる資格を有する方 ②一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られ、かつ、当金庫が取扱いを認めた方 ③申込時年齢が満18歳以上である方 ④安定継続した収入がある方 ⑤日本国籍を有する方または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者である方 ⑥信用上問題がない方 ⑦意思無能力者に該当しない方 ⑧反社会的勢力に該当しない方 ⑨次のいずれにも該当しない方 ・仮差押・差押を受けた方、競売の開始決定があった方、または破産・再生手続開始の申立があった方 ・租税公課を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・支払いを停止した方 ・手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方 ・延滞債務のある方 ・著しく信用を失墜した方 ＜リフォームプランプライム＞ 上記に加え、申込日時点または貸付実行日時点において、次のいずれかの条件を満たす方。①本件ローン申込をしんきん個人ローンインターネット申込受付システム（ネットシステム）で行った方 ②申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のいずれかの条件を満たす方 <table><tr><td></td><td>対象ローン（次のいずれか）</td><td>対象ローンの条件</td></tr><tr><td>a</td><td>すべての基金保証付 個人ローン、基金保証付フリーローン、 基金保証付住宅ローン</td><td>利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヶ月以上経過 ・完済して3年以内</td></tr><tr><td>b</td><td>すべての基金保証付 カードローン</td><td>次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する（リフォームプライムプライムの貸付実行日以前（同日を含む）に契約する）</td></tr></table>		対象ローン（次のいずれか）	対象ローンの条件	a	すべての基金保証付 個人ローン、基金保証付フリーローン、 基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヶ月以上経過 ・完済して3年以内	b	すべての基金保証付 カードローン	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する（リフォームプライムプライムの貸付実行日以前（同日を含む）に契約する）
	対象ローン（次のいずれか）	対象ローンの条件								
a	すべての基金保証付 個人ローン、基金保証付フリーローン、 基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヶ月以上経過 ・完済して3年以内								
b	すべての基金保証付 カードローン	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する（リフォームプライムプライムの貸付実行日以前（同日を含む）に契約する）								
資金使途	・お申込本人が居住（居住予定を含む）し、お申込本人もしくはその家族（配偶者・直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）しお申込本人が所有している自宅にかかる次の資金 ①リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※ 工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ※ 「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等 ②お申込本人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローンの借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料 ③お申込本人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上の履行遅延が1度もないものに限ります）の借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料（①と合わせたお申込に限ります） ④リフォームに付随して必要となるインテリア等購入資金（①と合わせたお申込で金額が100万円まで） ※ リフォームの例 ・子供部屋増築 ・システムキッチン設置 ・浴室ユニット取替 ・給湯ユニット取替 ・太陽光発電システム設置 ・冷暖房システム導入 ・浄化槽設置 ・畳交換 ・クロス張替 ・フローリング張替 ・高齢者用設備設置 ・外壁塗装 ・車庫設置 ・物置設置 ・門扉設置 ・造園工事 ・瓦ふき替え ・給排水工事 ・トイレ改修工事等 【対象となる自宅の条件】 ・お申込本人またはその同居家族の持ち家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの。 ※ 次のものは各種（仮）登記から除外します。 ・当金庫貸付（事業資金、住宅ローン等）にかかる抵当権および根抵当権 ・他行住宅ローンにかかる抵当権（他行住宅ローンとは、自宅取得にかかる金融機関、生命保険会社、損害保険会社、地方自治体、住宅金融支援機構・年金等の公的融資、お申込本人の勤務先または共済組合から借り入れた住宅ローン） 【次のいずれかに該当するものは、保証の対象となりません】 ・支払先がお申込本人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ・支払先がお申込本人の配偶者（配偶者の親を含む）、子									
ご融資金額	・1,000万円以内									
ご融資期間	①変動金利型の場合1年以上15年以内 ②全期間固定金利型の場合は6ヵ月以上とし15年以内									
ご融資利率	・変動金利型または全期間固定金利型を選択していただきます。 ・新規ご融資時のお借入利率は、当金庫の定める「住宅ローン店頭基準金利（以下「店頭基準金利（注1）」という）を基準とする利率を適用いたします。なお、「店頭基準金利」は毎月見直しますので、お申込み時とお借入時のお借入利率が異なる場合があります。 （注1）「住宅ローン店頭基準金利」とは、当金庫のホームページ上で公表する基準金利をいいます。なお、「住宅ローン店頭基準金利」は毎月見直します。									

変動金利	- 変動金利は、当金庫の「住宅ローン基準金利（以下「基準金利」という）」を基準として新たに到来する基準日の基準金利を比較し、ご融資金利を引き上げまたは、引き下げします。 「基準金利」は、当金庫が定める短期プライムレートを基準として毎年4月1日と10月1日を基準日とし、年2回見直しします。 4月1日基準日分は7月の約定返済日より、10月1日基準日分は翌年1月の約定返済日より見直し後の金利によるご返済が開始されます。
固定金利	全期間固定金利型の場合は、利率の見直しはありません。
ご返済方法	- 次の中からご返済方法を選択していただきます。（元金返済据置期間は6ヶ月以内） ①毎月元利均等返済 ②毎月元利均等返済と元利均等半年毎増額返済併用 ただし、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位） ③毎月元金均等返済 ④毎月元金均等返済と元金均等半年毎増額返済併用 ただし、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）
保証人	一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、連帯保証人は必要ありません。
担保	不動産担保は必要ありません（無担保でのお取扱となります）。
保証料	- 保証料は、下記の保証料率をご融資利率に上乗せし、毎月約定返済日に元金と併せてお支払いいただく「保証料毎月払型」のお取扱いとなります。 - 保証料率は金利に含まれておりますので、ご融資実行時に別途ご負担はありません。 ①リフォームプランの場合・・・年0.54% ②リフォームプランプライムの場合・・・年0.48%
その他	- お申込に際しましては、審査をさせていただきます。審査の結果によりましてはご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承下さい。 - ローンの詳しい内容、ご返済額の試算等については、当金庫の本支店窓口までお問い合わせ下さい。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンス課(9時～17時、電話：0120-078-390)にお申し出ください。
紛争解決措置	札幌弁護士会(電話：011-251-7730)東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンス課、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、現地調停、移管調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧くださいか東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課へお問い合わせ下さい。